

建築基準法第43条第2項第1号の認定に関する判断基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定における認定に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第2 法第43条第2項第1号の規定による認定の対象は、次の各項のいずれか掲げるものとする。

1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第10条の3第1項第1号の規定に該当する建築物は、その敷地が次のいずれかに掲げる道等（法上の道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接するものであること。

- ① 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- ② 河川等の管理用の道
- ③ 国又は地方公共団体の管理する道

2 規則第10条の3第1項第2号の規定に該当する建築物は、その敷地が次に掲げる道（法上の道路に至るまでの最小幅員が4m以上のものに限る。）に2m以上接するものであること。

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項各号に掲げる基準（以下「位置指定基準」という。）に適合する道、かつ、平成11年5月1日時点で既に建築物が立ち並んでいる道。

(用途・規模・構造)

第3 認定に係る建築物は、次の各項のいずれかの基準に適合し、かつ、その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。ただし、大阪府建築基準法施行条例第66条で定められた敷地が法上の道路に4m以上接しなければならない建物用途については認定の対象外とする。

- 1 第2第1項に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積500㎡以内で、法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外のものであること。
- 2 第2第2項に該当する道に接する敷地の認定にかかる建築物については、延べ面積500㎡以内で、一戸建ての住宅、兼用住宅（法別表第2（い）項第2号に掲げるものに限る）又は長屋であること。

(土地所有者等による承諾)

第4 第2第2項に該当する道については、当該認定の申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについて、次に掲げる者の承諾があること。

- 1 当該道の敷地となる土地の所有者
- 2 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者
- 3 当該道を位置指定基準に適合するように管理する者

(道の整備)

第5 その敷地が接する道について、一定の舗装の整備がなされていること。

附則

(施行期日)

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

この基準は、令和6年5月1日から施行する。